

はじめに

我が国と歴史的・経済的に深い関係を有する中国は、今や世界第2位の経済大国として、世界経済の中で欠くことのできない重要な地位を確立した。経済的に急激に発展してきた同国は、他国に倣って知的財産関連法が導入されて以来まだ30年ほどであるが、近年では、特に2008年の「国家知的財産権戦略綱要」の発表後、真に自国に適した制度を確立すべく精力的に制度研究が行われ、これまでも数次の法改正が行われてきている。

一方、自国産業の発展と諸外国との制度調和の均衡をとりながら、先行して知的財産に関する法制度の整備と戦略の策定を進めてきた我が国をはじめとする諸外国でも、近年、技術開発形態の変化や事業の多様化等、知的財産を取り巻く環境が絶えず変わり続ける中、新たに解決すべき問題や検討すべき課題が生じてきており、制度の在り方に関して多様な視点から研究が進められている。

背景事情が異なる国家間において、互いの異同を明確に認識しつつ、知見を共有して制度の在り方を共同で研究することは、根幹的な議論を深めるために有効であり、そのような研究は積極的に進めるべきである。特に、歴史的・経済的にも関係が深い我が国と中国が、相互に知見を共有した上で制度に関する研究を進め、その成果を発信することは、両国のみならず、世界全体にとっても重要な意味を持つであろう。

一般財団法人知的財産研究所は、1989年6月の設立以来、我が国における知的財産の総合研究機関として、知的財産の制度問題について様々な調査研究や研究者の交流等の種々の事業を行ってきたが、上記背景を踏まえ、本年度から、我が国と中国との知的財産関係者とともに知的財産に関する法律及び制度に係る共同研究を開始することとした。

本研究報告書では、研究者会議や意見交換会など、本年度の共同研究に関する成果の一部を紹介するとともに、同研究に参加した有識者からの論考を紹介する。本研究報告書が今後の知的財産制度を考える多くの方々に少しでも寄与できれば望外の幸せである。

最後に、共同研究を実施するにあたってのご意見、意見交換会への参加などご協力いただいた日中の学識経験者、企業・弁護士事務所等の知財関係者各位に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成26年3月

一般財団法人 知的財産研究所